

2025年4月から 木造戸建の大規模なリフォームが 建築確認手続きの対象になります

※大規模なリフォーム：建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等を指します。



2つの注意点

① 建築確認手続きの対象となります

② 建築士による設計・工事監理が必要です

詳細は裏面をご覧ください

木造戸建の大規模なリフォームは 建築確認手続きが必要になります

2022（令和4）年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』（令和4年法律第69号）により、建築確認手続きの対象の見直しが行われます。

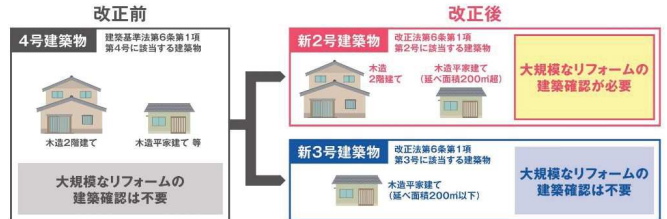
追加資料

① 建築確認手続きの対象となります

二階建ての木造戸建等で行われる大規模なリフォーム^{※1}で、2025年4月以降に工事に着手するものは、事前に建築確認手続き^{※2}が必要となります。

キッチンやトイレ、浴室等の水回りのリフォームや、バリアフリー化のための手摺やスロープの設置工事は手続き不要^{※3}です。

- ※1：建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等を指します。例えば、階段の架け替え工事や屋根の全面的な改修等は該当しますが、屋根や壁の仕上げ材のみの改修等は該当しません。
- ※2：建築確認手続きは、工事に着手する前に手続きを完了する必要があります。また、現行法に適合していない箇所があれば別途適合させる工事が必要な場合があります。
- ※3：工事内容によっては大規模なリフォームに該当する場合がありますので、建築主または指定確認検査機関へご相談ください。



② 建築士による設計・工事監理が必要です

延べ面積が100㎡を超える建築物^{※4}で、大規模なリフォームを行う場合は、建築士による設計・工事監理が必要です。（建築基準法第5条の6の規定による）

※4：建築士法第3条の2及び第3条の3の規定により、都道府県が別途延べ面積等を定めている場合があります。

詳細はこちら

■大規模なリフォームについて

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kijunhou0001.html

建築基準法改正 建築確認



建築確認等の対象の見直し(建築基準法第6条第1項)

今般の法改正により旧4号建築物から新2号建築物に移る2階建ての木造一戸建て住宅等の建築物において、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合、新たに建築確認等の手続きが必要となる。

現行

法第6条第1項に規定する建築物

建築確認が必要な工事

1号建築物

2号建築物

3号建築物

4号建築物
(旧4号建築物)

- ・新築
- ・増築
- ・改築
- ・移転
- ・大規模の修繕
- ・大規模の模様替

- ・新築
 - ・増築
 - ・改築
 - ・移転
- ⇒ 審査省略制度の対象

改正

法第6条第1項に規定する建築物

建築確認が必要な工事

1号建築物
・特殊建築物
かつ
・当該部分の面積が200㎡超

2号建築物
(新2号建築物)
・階数2以上
又は
・延べ面積200㎡超

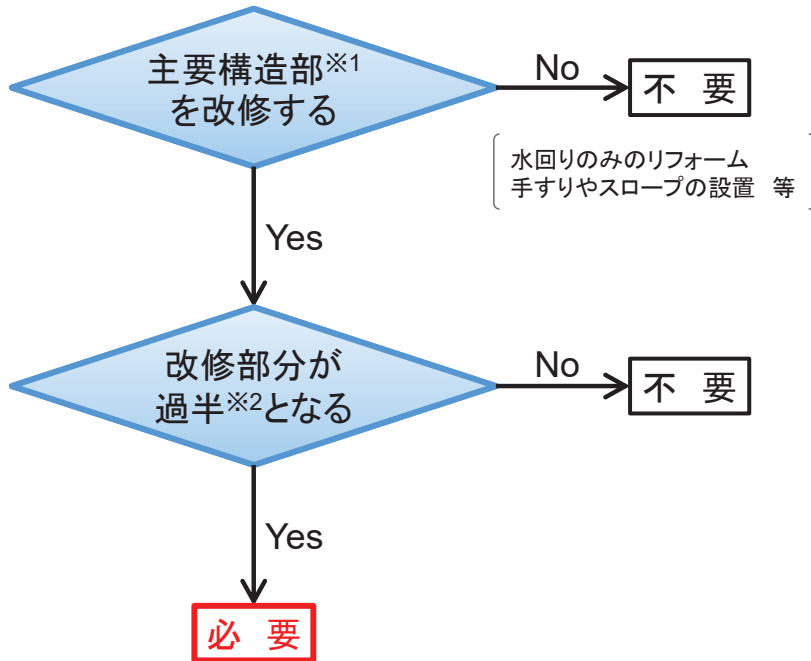
3号建築物(都計区域等の区域内)
・平家
かつ
・延べ面積200㎡以下

- ・新築
- ・増築
- ・改築
- ・移転
- ・大規模の修繕
- ・大規模の模様替

- ・新築
 - ・増築
 - ・改築
 - ・移転
- ⇒ 審査省略制度の対象

- 2階建ての木造戸建等で行われる**大規模なリフォーム***で2025年4月以降に工事に着手するものは、**建築確認手続の対象**となります。
 ※建築基準法の大規模修繕・模様替（建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の1種以上について行う過半の改修等）に該当するもの。
- キッチン、トイレ、浴室等の**水回りのみのリフォーム**、バリアフリー化のための**手すりやスロープの設置工事**については、**従来通り建築確認手続は不要**です。
- 建築確認手続が不要な場合でも、リフォーム後の建築物は建築基準法の規定に適合している必要があります。

木造戸建のリフォームにおける建築確認手続の要否判断（フローチャート）



※1 主要構造部

- 壁、柱、床、梁、屋根又は階段をいい、以下を除く。
- ・ 構造上重要でない間仕切壁
 - ・ 間柱、付け柱
 - ・ 小梁、ひさし
 - ・ 揚げ床、最下階の床、回り舞台の床
 - ・ 局所的な小階段、屋外階段 等

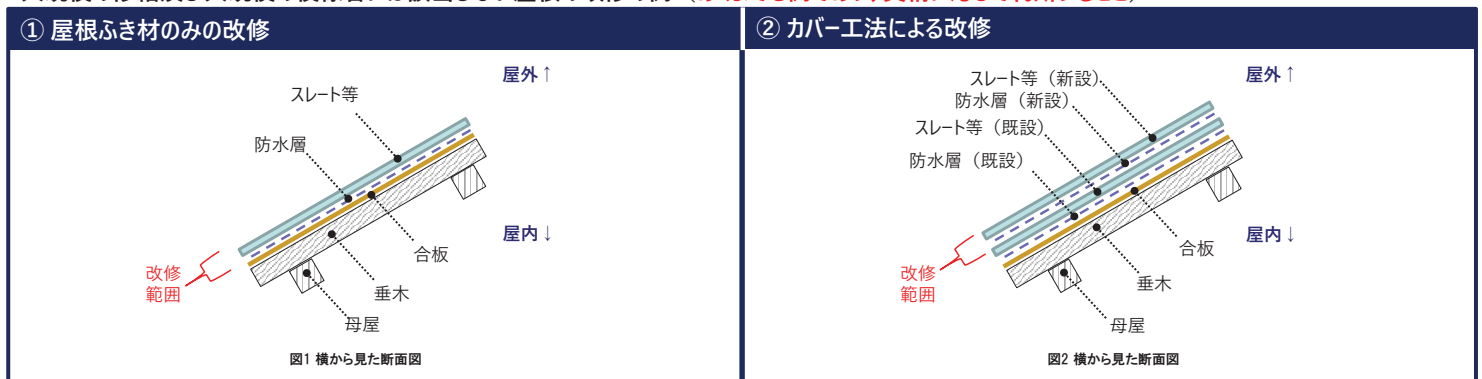
※2 過半の判断は主要構造部ごとに行う。

- ・ 壁 …… 総面積に占める割合
- ・ 柱 …… 総本数に占める割合
- ・ 梁 …… 総本数に占める割合
- ・ 床 …… 総水平投影面積に占める割合
- ・ 屋根 …… 総水平投影面積に占める割合
- ・ 階段 …… その階ごとの総数に占める割合

屋根の改修に関する建築基準法上の取扱い

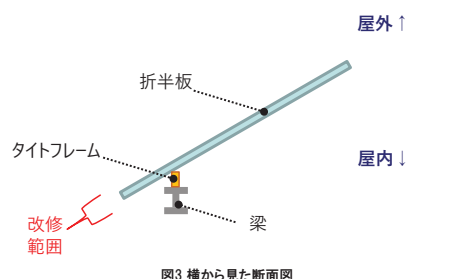
- **屋根ふき材のみの改修を行う行為**は、法第2条第14号に規定する**大規模の修繕**及び同条第15号に規定する**大規模の模様替**には**該当しない**ものと取り扱って差支えない。
- また、**既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるようないわゆるカバー工法**による改修は、法第2条第14号に規定する**大規模の修繕**及び同条第15号に規定する**大規模の模様替**には**該当しない**ものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない屋根の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）



<注意>

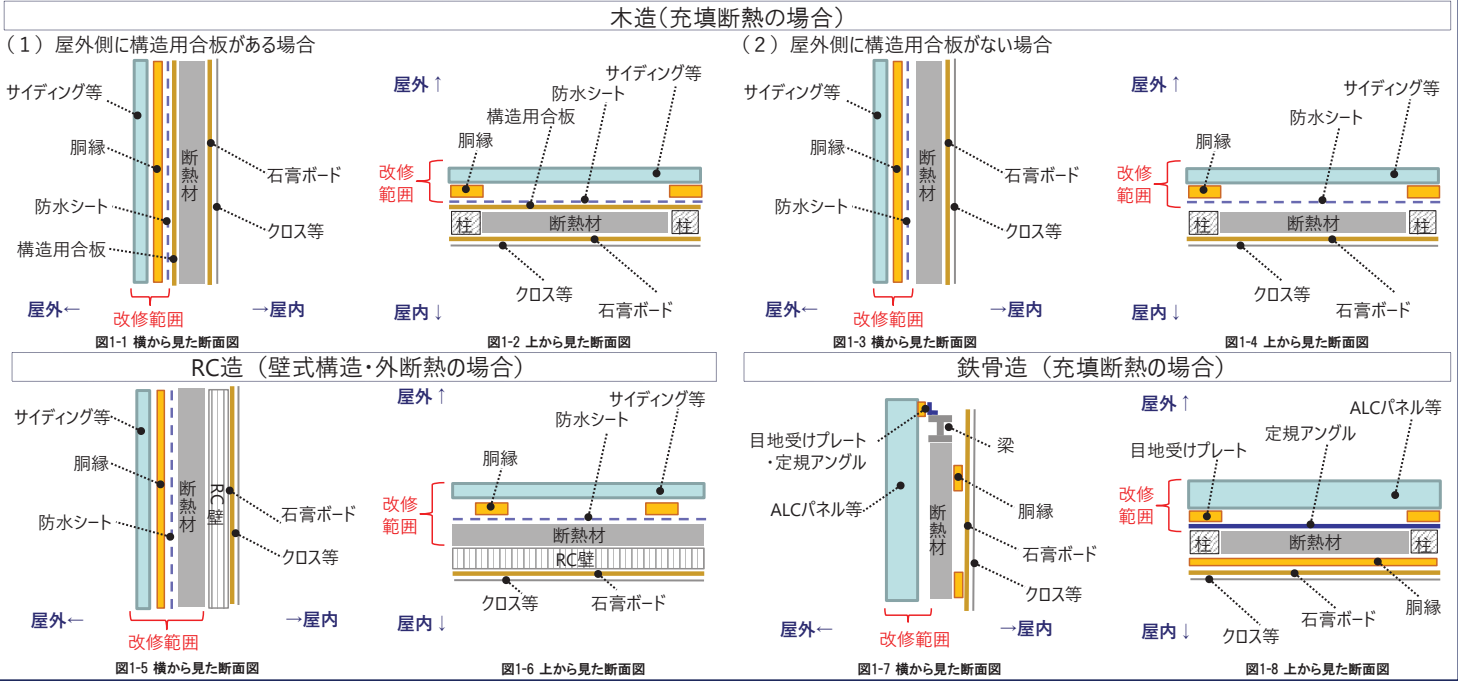
屋根ふき材の改修を行うことで屋根を構成する全ての材を改修することになる場合、その改修部分の見付面積が過半であれば、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する。



- 外壁の外装材のみの改修等を行う行為、又は外壁の内側から断熱改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。
- ただし、外壁の外装材のみの改修等を行う行為であったとしても、当該行為が外壁の全てを改修することに該当する場合は、この限りでない。
- 既存の外壁に新しい仕上材をかぶせるような工法による改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

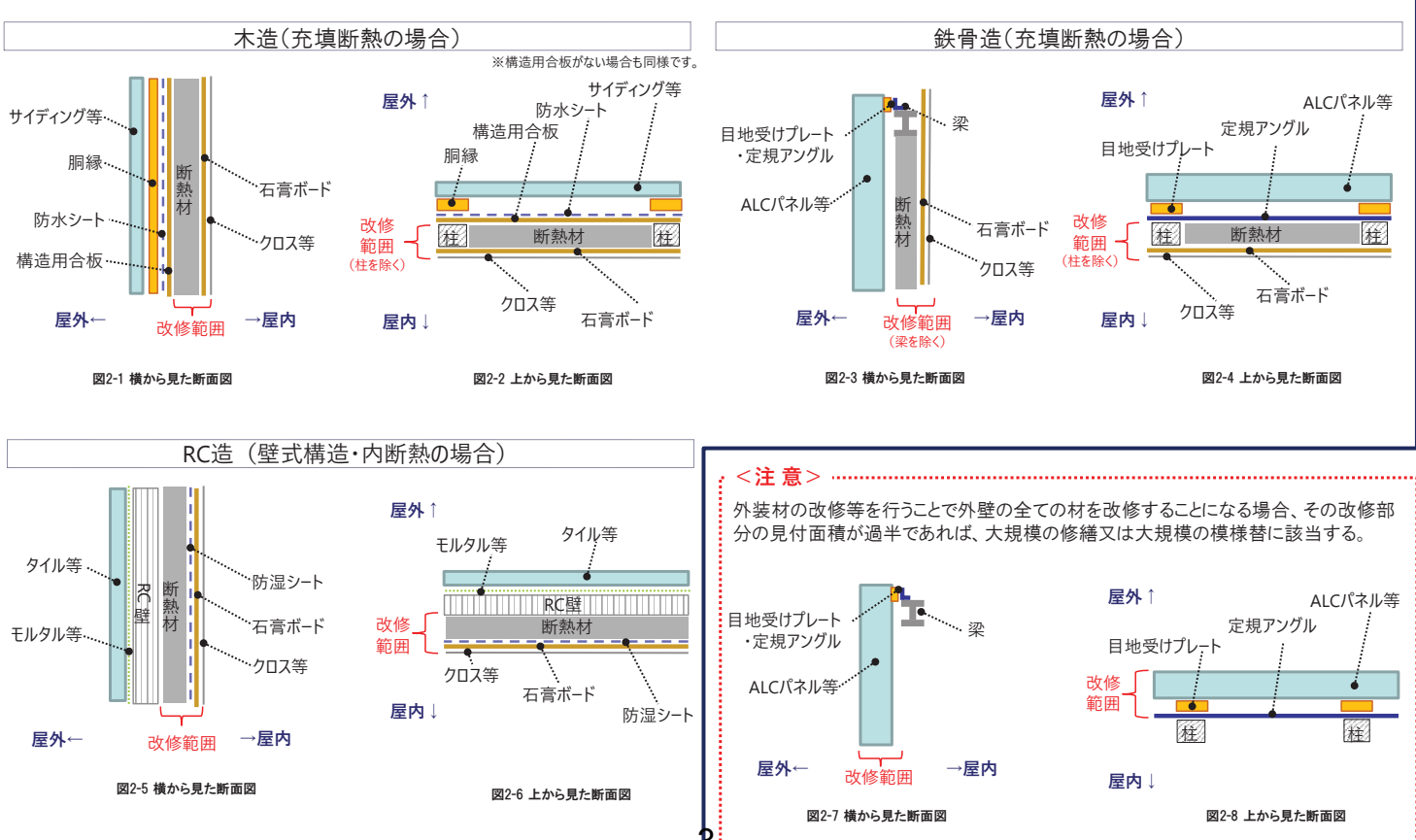
大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 外壁の外装材のみの改修等



大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

② 外壁の内側からの断熱改修等



- 床の仕上げ材のみの改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。
- また、既存の床の仕上げ材の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない床の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 仕上げ材等みの改修

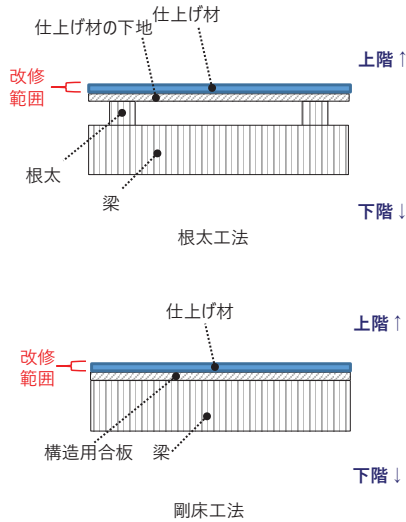


図1 横から見た断面図

② 仕上げ材の上に新たな仕上げ材を被せる改修

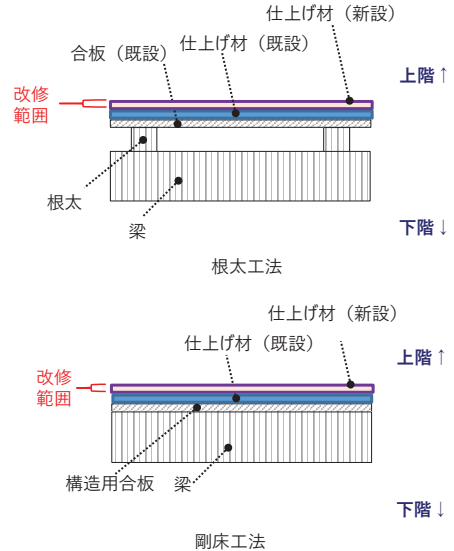


図2 横から見た断面図

階段の改修に関する建築基準法上の取扱い

- 各階における個々の階段の改修にあたり、過半に至らない段数等の改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。
- また、既存の階段の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない階段の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 過半に至らない範囲をやり替える改修

階段の上り位置の変更を行う場合等に行う過半に至らない段数等の改修を行う行為

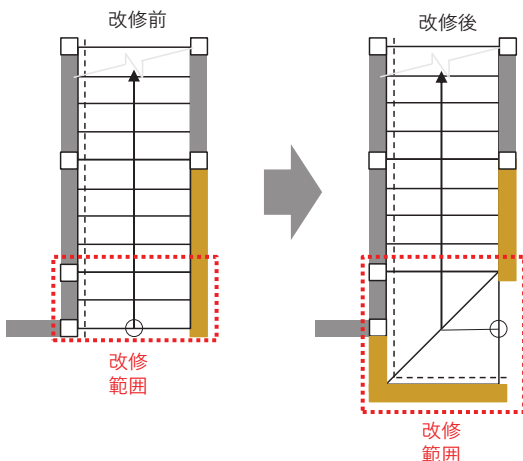


図1 階段改修イメージ

② 既存の階段の上に新たな仕上げ材を被せる改修

既存の踏板上に仕上げ材を被せる改修

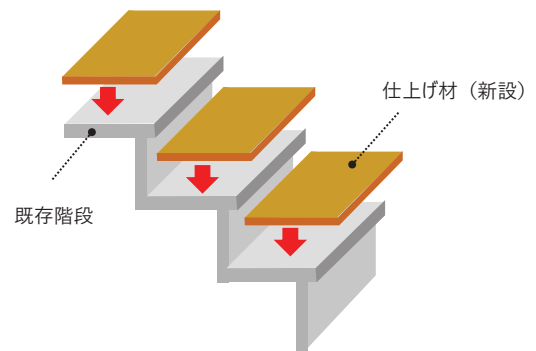


図2 階段改修イメージ

戸建・共同住宅の供給に携わる事業者の皆様へ

2023年6月版

仕様基準を用いることで、 住宅の省エネ性能を 簡単に評価できます

共同住宅
にも対応

～仕様基準が合理化され使い勝手がさらに向上～



仕様基準を活用する5つのメリット

- 1 省エネ基準・誘導基準※への適合を簡単に確認できます！
※長期優良住宅、ZEH水準等に対応
- 2 2022年11月に基準を見直し、使い勝手が向上しています！
- 3 建築確認手続きにおいて「省エネ適合性判定」が不要です！
- 4 省エネ基準やZEH水準の省エネ性能を評価する各種制度にも活用できます！
- 5 外皮性能を「仕様基準」で確認し、一次エネルギー消費性能を計算することもできます！
(2023年秋頃に実運用開始予定)

省エネ基準の適合義務化について

2022（令和4）年に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）により、建築物省エネ法が改正され、2025（令和7）年4月（予定）から原則全ての住宅の新築・増改築時の省エネ基準への適合が義務付けられます。

詳細は裏面をご覧ください

1 省エネ性能(省エネ基準・誘導基準※)への適合を簡単に確認できます！

※長期優良住宅、ZEH水準等に対応

2 2022年11月に仕様基準を見直し、使い勝手が向上しています！

仕様基準の特徴

- 外皮基準について、外皮面積の計算は不要で、断熱材・開口部の性能値のみで判断可能です。
- 一次エネルギー性能基準について、設備ごとに効率値等の基準を満たすものを選択すればよく、計算は不要です。

仕様基準の見直しポイント

- 外皮面積の計算を不要としました(外皮面積に占める開口部(窓・ドア)面積の割合の区分を廃止)。
- RC造の戸建住宅、木造の共同住宅にも対応した外皮の仕様基準を新たに設定しました。
- 給湯設備にエコキュートを追加するなど、対象設備の種類を拡大しました。

- 木造 戸建住宅では、以下の仕様基準ガイドブックを用いることで、省エネ性能への適合を簡単に確認できます。
※8地域についてはRC造にも対応



仕様基準ガイドブックはこちら

使い方の解説動画はこちら

3 建築確認手続きにおいて「省エネ適合性判定」が不要です！

- 省エネ適合性判定が不要となるため、申請費用もかかりません。
- 着工後に床面積や開口部面積の変更が生じた場合でも、断熱性能等が基準値を満たす範囲であれば、「軽微な変更」として扱われ、完了検査が容易になります。同様に、設備の省エネ性に係る変更が生じた場合でも、同じ扱いとなります。

4 省エネ基準やZEH水準の省エネ性能を評価する各種制度にも活用できます！

- 住宅性能評価※1、BELSの評価、長期優良住宅※1や低炭素住宅※2等の認定の申請にも活用できます。
- 住宅ローン減税の申請時に使用可能な住宅省エネエネルギー性能証明書にも活用できます。(なお、2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅で住宅ローン減税を受けるには省エネ基準に適合する必要があります。)
- 【フラット35】(一部金利引下げメニューを含む)※1の設計検査の申請にも活用できます。

※1 別途、結露防止対策の基準に適合することが必要となります。 ※2 戸建住宅は再生可能エネルギーの評価が必要となります。

5 外皮性能を「仕様基準」で確認し、一次エネルギー消費性能を計算することもできます！(2023年秋頃に実運用開始予定)

- 外皮面積を図面から計算する必要がなく、設備はエネルギー消費性能計算プログラムを使うことで、より多くの省エネ設備の評価が可能になります。(省エネ適合性判定は必要となります。)

1～3 地域版

- 1 北海道
- 2 東日本
中部日本
- 3 関東～
九州北部
- 4 九州南部
- 5 沖縄

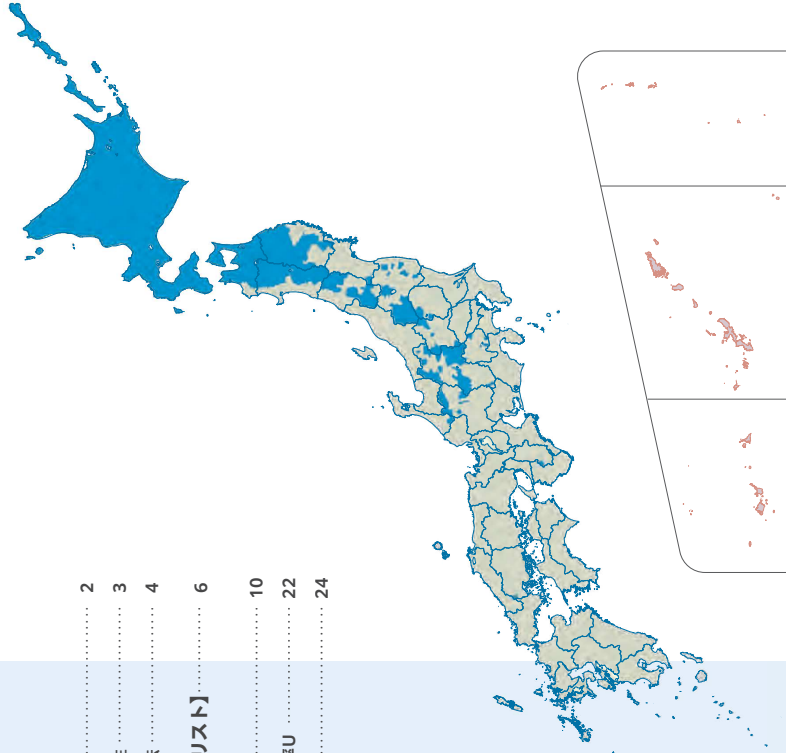
2025年
省エネ基準
適合義務化
対応版

建築物省エネ法

木造戸建住宅の 仕様基準ガイドブック

省エネ基準編

ガイドブックの使い方	2
省エネ住宅のメリットと必要性	3
省エネ基準への適合の確認方法	4
【省エネ基準適合チェックリスト】	6
① 断熱材の熱抵抗R	10
② 開口部（窓、ドア）の熱貫流率U	22
③ 設備機器の仕様	24



本ガイドブックのほか、手続きに係るマニュアル等に関するデータはこちらからダウンロードできます。



国土交通省
改正建築物省エネ法オンライン講座

<https://shoenehou-online.jp/download/>

詳しい情報は裏面の
二次元コードで！

令和5年度 国土交通省補助事業 カーボントラjectoryの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業 住宅省エネ技術講習会資料作成委員会

- 委員長 鈴木 大隆 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 株式会社 アライ
- 委員 新井 政広 同慶建設 株式会社
池田 浩和 独立行政法人住宅金融支援機構
井上 理一郎 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
小山 剛 一般社団法人 日本ツーバリュー建築協会
坂口 晴一 断熱建材協議会
多田 季也 断熱建材協議会
谷原 敬博 断熱建材協議会
布井 洋二 断熱建材協議会
三原 典正 断熱建材協議会
久保田 博之 株式会社 プレスト建築研究所
砂川 雅彦 住宅事情コンサルタント
村田 直子 MOON設計 合同会社
加来 照彦 株式会社 現代計画研究所
須藤 育代 株式会社 現代計画研究所
沼田 良平 一般社団法人 木を活かす建築推進協議会
高田 峰幸 一般社団法人 木を活かす建築推進協議会
谷合 亜男 一般社団法人 木を活かす建築推進協議会
- 協力委員 株式会社 プレスト建築研究所
- コンサルタント 株式会社 現代計画研究所
- 事務局 株式会社 現代計画研究所

建築物省エネ法 木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック

省エネ基準編

1～3地域版

令和4(2022)年10月 初版発行
令和5(2023)年1月 第2版発行
令和5(2023)年10月 第3版発行

監修：令和5年度 カーボントラjectoryの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業 住宅省エネ技術講習会資料作成委員会

編集協力：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付

制作協力：株式会社 橋本確文堂

発行：一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

本ガイドブックに記載されている内容については、
無断で転載することを禁じます。

◎本ページをコピーしてご利用ください。

省エネ基準適否 チェックリスト		作成者：	記入日：	年 月 日
物件名：				
地域の区分 →P.34~35	<input type="checkbox"/> 3 地域			
◎建設地の地域の区分を確認してください。 ◎建設地は、都道府県名及び市町村名を記入してください。	都 道 府 県	市 町 村		
建設地：				

1 断熱材の熱抵抗 R

→P.16~21

- ◎断熱する部位と採用する断熱工法によって基準値が異なります。
- ◎断熱する部位とその部位の断熱工法をチェックし、「断熱材の製品名と厚さ」及び「熱抵抗 R」を記入のうえ、基準適否を確認してください。
- ◎1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。
- ◎1つの部位に複数の仕様がある場合は、性能が低い仕様（熱抵抗 R が小さい方）について記入してください。
- ◎該当する部位がない場合は、「該当部位なし」にチェックをしてください。

部位	断熱工法の基準値	断熱材の製品名と厚さ	熱抵抗 R [m ² ·K/W]	適否確認	
				該当部位なし	不適
屋根	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧4.6	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧4.6			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 外 張：R≧4.0			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
天井	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧4.0	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧4.0			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 外 張：R≧4.0			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
壁	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧2.2	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧2.3			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 外 張：R≧1.7			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
床 (外気に接する部分)	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧5.2	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧4.2			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 外 張：R≧3.8			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
床 (その他の部分)	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧3.3	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧3.1			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
土間床等の外周部分の 基礎壁 (外気に接する部分)※	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧3.5	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧3.5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 外 張：R≧3.5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
土間床等の外周部分の 基礎壁 (その他の部分)※	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧1.2	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧1.2			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※玄関、勝手口等の土間床部分の断熱を省略する場合には、当該部分を除く基礎壁について確認してください。

2 開口部(窓、ドア)の熱貫流率U

→P.22~23

- ◎「製品名」及び「熱貫流率 U」を記入のうえ、基準適否を確認してください。
- ◎複数の仕様がある場合は、性能が低い仕様（熱貫流率 U が大きい方）を記入してください。

部位	基準値	製品名	熱貫流率 U [W/(m ² ·K)]		適否確認	
			U	(m ² ·K)	適合	不適
窓	U ≦ 2.3	製品名（又は建具とガラスの種類）	U		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			U		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ドア	U ≦ 2.3	製品名（又は枠と戸の種類）	U		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			U		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

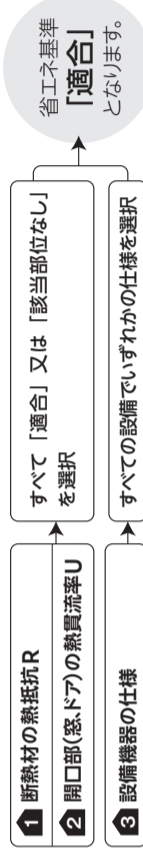
3 設備機器の仕様

→P.24~25

- ▲下記に記載のない設備機器(床暖房など)を設置する場合、このチェックリストは使用できません。この場合、省エネルギー消費計算プログラムにより設置の適否を確認してください。(省エネ適合性判定)
- ◎暖冷房設備は、暖冷房する範囲を選択したのち、各々についていずれかを選択してください。
- ◎暖冷房設備を設置しない場合は、「設置しない」にチェックをしてください。

<input type="checkbox"/> 住戸全体を暖冷房 → <input type="checkbox"/> ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの
<input type="checkbox"/> 居室のみを暖冷房 暖房と冷房の両方について以下のいずれかを選択 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> パネルラジエーターで以下のいずれかを選択とし、かつ配管に断熱被覆があるもの <ul style="list-style-type: none"> ① 石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】の熱効率 83.0% 以上のもの ② ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】の熱効率 78.9% 以上のもの ③ 電気ヒートポンプ温水暖房機（フロン系冷媒に限る） <input type="checkbox"/> ルームエアコンデザインジョナーで、エネルギー消費効率の区分が (い) 又は (ろ) のもの <input type="checkbox"/> FF 暖房機の熱効率 86.0% 以上のもの
<input type="checkbox"/> 冷房 → <input type="checkbox"/> ルームエアコンデザインジョナーで、エネルギー消費効率の区分が (い) 又は (ろ) のもの
<input type="checkbox"/> 設置しない
<input type="checkbox"/> 換気設備 右記のいずれかを選択 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ダクト式第一種換気設備(熱交換なし)で、ダクト内径が 75mm 以上で、かつ DC モーター(直流)のもの <input type="checkbox"/> ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で、ダクト内径が 75mm 以上のもの <input type="checkbox"/> 壁付け式第二種 又は 第三種換気設備のもの
<input type="checkbox"/> 給湯設備 右記のいずれかを選択 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】のモード熱効率 81.3% 以上のもの <input type="checkbox"/> ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】のモード熱効率 83.7% 以上のもの <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】の JIS 効率 3.0 以上のもの
<input type="checkbox"/> 照明設備 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 非居室の全ての照明に、LED 又は蛍光灯を設置している

省エネ基準への適合確認のプロセス



省エネ基準 適否
<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適

◎本ページをコピーしてご利用ください。

省エネ基準適否 チェックリスト

作成者： _____ 記入日： _____ 年 月 日

物件名： _____

4地域

5~7地域

建設地の地域区分
→P.26~27

◎建設地の地域区分を確認してください。
◎建設地は、都道府県名及び市区町村名を記入してください。

建設地： _____ 都 道 市 区
府 県 府 町 村

1 断熱材の熱抵抗 R

→P.8~13

◎断熱する部位と採用する断熱工法によって基準値が異なります。
◎断熱する部位とその部位の断熱工法をチェックし、「断熱材の製品名と厚さ」及び「熱抵抗 R」を記入のうえ、基準適否を確認してください。
◎1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。
◎1つの部位に複数の仕様がある場合は、性能が低い仕様（熱抵抗 R が小さい方）について記入してください。
◎該当する部位がない場合は、「該当部位なし」にチェックをしてください。

部位	断熱工法の基準値	断熱材の製品名と厚さ	熱抵抗 R [m ² ·K/W]	適否確認
				該当部位なし 適否 不適
屋根	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧4.6	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	□ □ □
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧4.6			
	<input type="checkbox"/> 外 張：R≧4.0			
天井	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧4.0	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	□ □ □
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧4.0			
	<input type="checkbox"/> 外 張：R≧4.0			
壁	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧2.2	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	□ □ □
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧2.3			
	<input type="checkbox"/> 外 張：R≧1.7			
床	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧3.3	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	□ □ □
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧3.1			
	<input type="checkbox"/> 外 張：R≧2.5			
床 (外気に接する部分)	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧2.2	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	□ □ □
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧2.0			
	<input type="checkbox"/> 外 張：R≧1.7			
土間床等の外周部分の基礎壁 (外気に接する部分)※	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧1.7	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	□ □ □
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧1.7			
	<input type="checkbox"/> 外 張：R≧1.7			
土間床等の外周部分の基礎壁 (その他の部分)※	<input type="checkbox"/> 軸組充填：R≧0.5	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ	R	□ □ □
	<input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧0.5			

※玄関、勝手口等の土間床部分の断熱を省略する場合には、当該部分を除く基礎壁について確認してください。

2 開口部(窓、ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策

→P.14~15

◎地域の区分によって基準値が異なります。
◎「製品名」及び「窓又はドアの熱貫流率U」「窓の日射取得率η」を記入のうえ、基準適否を確認してください。
◎複数の仕様がある場合は、熱貫流率Uについては性能が低い仕様（熱貫流率Uが大きい方）、日射遮蔽対策については、窓の日射取得率ηが大きい仕様を記入してください。
◎5~7地域において該当する窓がない場合は、「該当部位なし」にチェックをしてください。

部位	基準値		製品名	窓又はドアの熱貫流率 U [W/(m ² ·K)]	窓の日射取得率 η [—]	適否確認	
	熱貫流率	日射遮蔽対策				該当部位なし	適否
窓	4地域 U≦3.5	製品名（又は建具とガラスの種類）	製品名（又は建具とガラスの種類）	U	η	□	□
						□	□
窓	5~7地域 U≦4.7	有効なひびき、軒等がある所に設置する窓	製品名（又は建具とガラスの種類）	U	η	□	□
						□	□
ドア	4地域 U≦3.5 5~7地域 U≦4.7	製品名（又は枠と戸の種類）	製品名（又は枠と戸の種類）	U	η	□	□
						□	□

3 設備機器の仕様

→P.16~17

▲下記に記載のない設備機器(床暖房など)を設置する場合、このチェックリストは使用できません。
この場合、省エネルギー消費計算プログラムにより設置の適否を確認してください。(省エネ適合性判定)
◎暖冷房設備は、暖冷房する範囲を選択したのち、各々についていずれかをチェックしてください。
◎暖冷房設備を設置しない場合は、「設置しない」にチェックをしてください。

住戸全体を暖冷房 → ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの

居室のみを暖冷房
 パネルラジエーターで以下のいずれかを熱源とし、かつ配管に断熱被覆があるもの
 ①~③のいずれかを選択
 ① 石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】の熱効率83.0%以上(4地域)、87.8%以上(5~7地域)のもの
 ② ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】の熱効率78.9%以上(4地域)、82.5%以上(5~7地域)のもの
 ③ 電気ヒートポンプ温水暖房機(フロン系冷媒に限る)
 暖房 → ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)又は(ロ)のもの
 FF 暖房機
 ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)又は(ロ)のもの
 冷房 → ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)又は(ロ)のもの

設置しない

ダクト式第一種換気設備(熱交換なし)で、ダクト内径が75mm以上で、かつDCモーター(直流)のもの
 ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの
 壁付け式第二種 又は 第三種換気設備のもの

石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】のモード熱効率81.3%以上(4地域)、77.8%以上(5~7地域)のもの
 ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】のモード熱効率83.7%以上(4地域)、78.2%以上(5~7地域)のもの
 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】のJIS効率2.9以上(4地域のみ、5~7地域は問わらず)のもの

非居室の全ての照明に、LED 又は 蛍光灯を設置している

省エネ基準への適合確認のプロセス

1 断熱材の熱抵抗 R
開口部(窓、ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策

2 断熱材の熱抵抗 R
開口部(窓、ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策

3 設備機器の仕様

確認する地域の区分の基準にすべて「適合」又は「該当部位なし」を選択

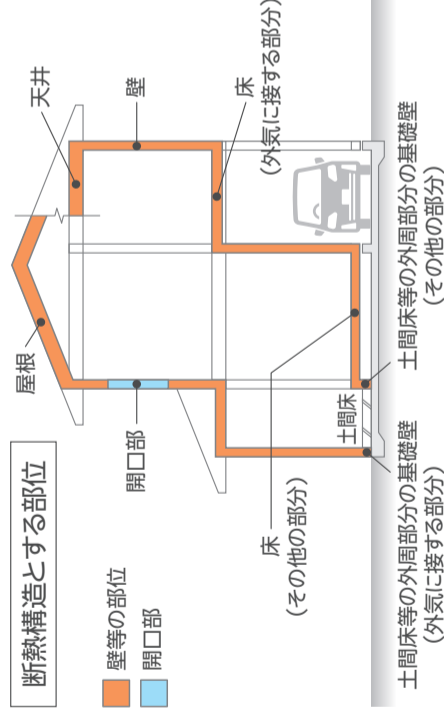
省エネ基準
「適合」
となります。

省エネ基準
「適合」
□ □ □

省エネ基準
「不適」
□ □ □

3 告示記載の仕様基準要旨

ここでは、省エネ基準に適合する木造戸建住宅に関する仕様基準についてその概要を解説しています。



① 断熱構造とする部位

外気と室内を熱的に区分し、断熱及び日射遮蔽の措置を講じた構造を断熱構造といい、屋根、天井、壁、床、開口部などの部位を指します。

② 部位の断熱基準

屋根、天井、壁、床の断熱基準には、「断熱材の熱抵抗の基準」があり、どちらかの基準を満たす必要があります。ここでは、本ガイドブックで説明している「断熱材の熱抵抗の基準」について記載します。開口部の基準には、「熱貫流率の基準」があり、これを満たす必要があります。

③ 設備機器の基準

暖房、冷房、換気、給湯、照明の設備機器に関する基準があります。設備機器の種類とその効率等の基準が示されており、これに該当するが同等以上の評価となるものであれば基準を満たしていると判断できます。

開口部の熱貫流率 U [W/(m²・K)] と日射遮蔽対策

表中の数値以下であること

開口部	1～3 地域
熱貫流率	2.3

設備機器の仕様

設備	1～3 地域
住戸全体を暖房する方式 ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの 以下の(イ)から(ハ)までのいずれか (イ) 温水暖房用パネルラジエーターであって、以下のいずれかの熱源機を用い、かつ配管に断熱被覆があるもの ● 石油熱源機であって、JIS S3031 に規定する熱効率が 83.0% 以上であるもの ● ガス熱源機であって、JIS S2112 に規定する熱効率が 78.9% 以上であるもの ● フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機 (ロ) 強制対流式の密閉式石油ストーブであって、JIS S3031 に規定する熱効率が 86.0% 以上であるもの (ハ) ルームエアコンディショナーであって、JIS B8615-1 に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.321 \times \text{暖房能力 [kW]} + 6.16$	
居室のみ暖房する方式 住戸全体を暖房する方式 ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	
住戸全体を冷房する方式 居室のみ冷房する方式 ルームエアコンディショナーであって、JIS B8615-1 に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.504 \times \text{冷房能力 [kW]} + 5.88$	
換気設備 以下のいずれか ● 比消費電力（熱交換換気設備を採用する場合には比消費電力を有効換気量率で除した値）が 0.3 [W/(m ³ /h)] 以下の換気設備 ● 内径 75mm 以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備（熱交換換気設備を採用しない場合に限る） ● 内径 75mm 以上のダクトを用いるダクト式第二種換気設備 又は ダクト式第三種換気設備 ● 壁付式第二種換気設備 又は 壁付式第三種換気設備	
給湯設備 以下のいずれか ● 石油給湯機であって JIS S2075 に規定するモード熱効率が 81.3% 以上であるもの ● ガス給湯機であって JIS S2075 に規定するモード熱効率が 83.7% 以上であるもの ● 二酸化炭素 (CO ₂) が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって JIS C9220 に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率、 1 地域において 3.5 以上、2 地域において 3.2 以上、3 地域において 3.0 以上のもの	
照明設備 非居室に白熱灯 又は これと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと	

断熱材の熱抵抗 R [m²・K/W]

表中の数値以上であること

部位	1・2 地域		3 地域	
	充填断熱 軸組構法	外張断熱 枠組壁工法	充填断熱 軸組構法	外張断熱 枠組壁工法
屋根 又は 天井	屋根	5.7	4.6	4.0
	天井	5.7	4.0	
壁	外気に接する部分	3.3	2.9	2.2
	その他の部分	5.2	3.8	5.2
床	外気に接する部分	3.3	3.1	3.3
	その他の部分	3.1	—	3.1
土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	3.5	3.5	3.5
	その他の部分	1.2	1.2	1.2

都道府県名	地域の区分	市町村
北海道	1・2・3	道内のすべての市町村
	2・3	県内の残りの市町村
青森県	4	鱒ヶ沢町、深浦町
	2・3	県内の残りの市町村
岩手県	4	宮古市、大船渡市、北上市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧川崎村に限る）、陸前高田市、釜石市、奥州市、釜ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町
	3	七ヶ宿町
宮城県	4	県内の残りの市町村
	5	仙台市、多賀城市、山元町
秋田県	2・3	県内の残りの市町村
	4	秋田市、能代市（旧能代市に限る）、男鹿市、由利本荘市、湯上市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、犬湯村
山形県	5	にかほ市
	3	県内の残りの市町村
福島県	4	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市（旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る）、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、三川町、庄内町、遊佐町
	5	酒田市（旧酒田市に限る）
茨城県	2・3	県内の残りの市町村
	4	会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市（旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る）、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町
千葉県	5	福島市、郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町
	4	城里町（旧七会村に限る）、大子町
東京都	5・6	県内の残りの市町村

都道府県名	地域の区分	市町村
栃木県	2・3	日光市（旧栗山村、旧足尾町に限る）
	4	日光市（旧日光市、旧今上市、旧藤原町に限る）、那須塩原市、塩谷町、那須町
群馬県	5・6	県内の残りの市町村
	2・3	嬬恋村、草津町、片品村、上野村、長野原町、高山村、川場村
埼玉県	4	高崎市（旧倉敷村に限る）、桐生市（旧黒保根村に限る）、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、奥吾妻町、昭和村、みなかみ町
	5・6	県内の残りの市町村
埼玉県	4	秩父市（旧大滝村に限る）
	5・6	県内の残りの市町村
千葉県	5・6・7	県内のすべての市町村
	4	橿原村、奥多摩町
東京都	5・6・7	都内の残りの市区町村
	8	小笠原村
神奈川県	5・6・7	県内のすべての市町村
	4	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
新潟県	5	県内の残りの市町村
	5	県内のすべての市町村
富山県	3	白山市（旧白峰村に限る）
	4	白山市（旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る）
石川県	5・6	県内の残りの市町村
	4	池田町
福井県	5・6	県内の残りの市町村
	3	北本市（旧小湊沢町に限る）、苗吹市（旧芦川村に限る）、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村
山梨県	4	甲府市（旧上九一色村に限る）、富士吉田市、北本市（旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る）、甲州市（旧大和村に限る）、道志村、西桂町、富士河口湖町
	5・6	県内の残りの市町村

都道府県名	地域の区分	市町村
長野県	2・3	県内の残りの市町村
	4	長野市、松本市、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る）、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市（旧塩尻市に限る）、千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曾町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村
岐阜県	5	飯田市、喬木村
	3	飛騨市、郡上市（旧高鷲村に限る）、下呂市（旧小坂町、旧馬瀬村に限る）、白川村
静岡県	4	高山市、中津川市（旧長野県木曾郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る）、本巣市（旧根尾村に限る）、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限る）、下呂市（旧萩原町、旧下呂町、旧金山町に限る）、東白川村
	5・6	県内の残りの市町村
愛知県	5・6・7	県内のすべての市町村
	4	豊田市（旧稲武町に限る）、設楽町（旧津具村に限る）、豊根村
三重県	5・6・7	県内の残りの市町村
	5・6	県内のすべての市町村
滋賀県	5・6	府内のすべての市町村
	5・6	府内のすべての市町村
京都府	5・6	府内のすべての市町村
	5・6	府内のすべての市町村
大阪府	4	香美町（旧村岡町、旧美方町に限る）
	5・6	県内の残りの市町村
兵庫県	3	野迫川村
	4	奈良市（旧都祁村に限る）、五條市（旧大塔村に限る）、菅原村、御杖村、黒滝村、天川村、川上村
和歌山県	5・6	県内の残りの市町村
	4	高野町
奈良県	5・6	県内の残りの市町村
	4	高野町
和歌山県	5・6	県内の残りの市町村
	4	高野町

都道府県名	地域の区分	市町村
鳥取県	4	若桜町、日南町、日野町
	5・6	県内の残りの市町村
島根県	4	飯南町、吉賀町
	5・6	県内の残りの市町村
岡山県	4	津山市（旧阿波村に限る）、真庭市（旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る）、新庄村、西粟倉村、吉備中央町
	5・6	県内の残りの市町村
広島県	3	廿日市市（旧吉和村に限る）
	4	庄原市（旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町に限る）、安芸太田町、世羅町、神石高原町
山口県	5・6	県内の残りの市町村
	5・6・7	県内のすべての市町村
徳島県	5・6・7	県内のすべての市町村
	6	県内のすべての市町村
香川県	4	新居浜市（旧別子山村に限る）、久万高原町
	5・6・7	県内の残りの市町村
愛媛県	4	いの町（旧本川村に限る）、横原町
	5・6・7	県内の残りの市町村
高知県	6	県内のすべての市町村
	6・7	県内のすべての市町村
福岡県	5・6・7	県内のすべての市町村
	5・6・7	県内のすべての市町村
佐賀県	5・6・7	県内のすべての市町村
	5・6・7	県内のすべての市町村
長崎県	5・6・7	県内のすべての市町村
	5・6・7	県内のすべての市町村
熊本県	5・6・7	県内のすべての市町村
	5・6・7	県内のすべての市町村
大分県	5・6・7	県内のすべての市町村
	5・6・7	県内のすべての市町村
宮崎県	5・6・7	県内の残りの市町村
	6・7	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
鹿児島県	8	県内のすべての市町村
	8	県内のすべての市町村

備考

この表に掲げる区域は、令和元年5月1日における行政区画によるものです。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によるものです。